

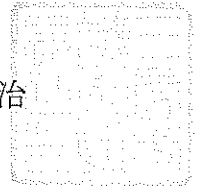
三島市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

三島市議会議長 大房正治



1 日時

令和2年10月28日（水曜日） 午前10時

2 場所

三島市北田町4番47号

三島市役所 本館3階 第1会議室

3 件名

三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について

4 人数

6名以内

5 意見を述べる時間（各陳述者の合計時間）

20分以内